五　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項の規定による指定
六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
七　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
九　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
十　貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定
十一　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
十二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

（信託業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の信託業法施行令第十八条の三及び第十八条の五の規定の適用については、同令第十八条の三中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十八条の五中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第二十七条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の二第十一項」に、「同条第三項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条　証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及び第六章」を「から第六章の二まで」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第五条　法第四十三条の二第一項第二号及び第四号ニ、第四十三条の六並びに第四十三条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第七条各号に掲げる指定

（異議を述べた抵当証券業者の数の抵当証券業者の総数に占める割合）

第六条　法第四十三条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第七条　法第四十三条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
三　農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
四　水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定
五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
七　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
九　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定による指定
十　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
十一　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
十二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
十三　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定
十四　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

（地方税法施行令の一部改正）

第二十九条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第六項ただし書中「同項に規定する銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関」を「同条第一項に規定する金融機関」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第三十条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十条の二第六項ただし書中「同項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関」を「同条第一項に規定する金融機関」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第三十一条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の七第一項中「（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条の八第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の二第十一項」に、「同条第三項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項の表第三十八条第一号から第五号までの項中「第五号」を「第六号」に改め、同表第三十八条第六号の項中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める。